

# 特定外来生物へのマイクロチップ 埋込み技術マニュアル



# 特定外来生物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアル

## 目 次

I. はじめに	1
II. 特定外来生物の特徴とマイクロチップの埋込み方法	2
1 サル <タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル>	2
2 アライグマ <アライグマ、カニクイアライグマ>	8
3 マングース <ジャワマングース>	12
4 リス <クリハラリス (タイワンリス)、トウブハイイロリス>	15
5 ヌートリア <ヌートリア>	19
6 フクロギツネ <フクロギツネ (ポッサム)>	21
7 小型シカ <キョン>	23
8 カミツキガメ <カミツキガメ>	26
9 無毒ヘビ <ミナミオオガシラ、タイワンスジオ>	29
10 有毒ヘビ <タイワンハブ>	32
参考資料 :	34
1 特定外来生物におけるマイクロチップ埋込みのための麻酔法	34
ア 哺乳類の麻酔	34
イ 爬虫類の麻酔	35
ウ 麻酔のための吹き矢の使用法	36
2 関係法令	39
ア 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の概要	39
イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	42
ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則	43
エ 環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る 特定飼養等施設の基準の細目等を定める件	45
オ 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の 基準の細目等を定める件	47

## I. はじめに

平成 17 年 6 月 1 日、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる「外来生物法」が施行されます。本法は、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼養・栽培・保管・運搬、輸入、売買・譲渡し、野外へ放つこと等を禁止し、さらに、必要に応じて防除の取組を進めていくことにより、特定外来生物による我が国の生態系等に係る被害を防止しようとするものです。

特定外来生物に指定された生物を、国内で飼養、栽培、保管又は運搬しようとする人は、主務大臣による許可を得ておかなければなりません。この許可は、飼養等の目的が、学術研究、展示などの場合であって、特定外来生物が外部に逸出することのないような基準を満たした施設の中で飼養等する場合に限り、許可されることとなっています。また、新たに愛玩目的で特定外来生物を飼養等することは許可されないこととなっていますが、特定外来生物の指定の際、既に飼養等されていた個体に限り、引き続き、許可を受けて飼養等を継続することができることとされています。

このようにして許可を受けて飼養等する場合、許可を受けたことを明らかにするための識別措置を講じることが義務づけられています。その具体的な方法として、哺乳類や爬虫類などの生物に対しては、ISO規格のマイクロチップを特定外来生物に埋込むことが有効な方法の一つと考えられています。

本マニュアルは、特定外来生物の個体識別措置としてマイクロチップの利用を促進するため、特定外来生物への注入方法や生物の保定方法についての技術マニュアルとして作成されたものです。外来生物法に基づく特定外来生物の適正管理を進めていく上で、全国で広くマイクロチップの利用が可能になることが重要です。本マニュアルの活用により、特定外来生物へのマイクロチップの埋込みが広く普及し、外来生物法の適切な運用が進められるようになることを期待しています。

環境省自然環境局野生生物課